

新座市都市計画マスタープラン 第6章

都市づくりの実現に向けて

1. 都市づくりの推進方策
2. 都市計画マスタープランの進行管理
と見直し

1. 都市づくりの推進方策

(1) 連携と共創による都市づくりの推進

本計画が目指す将来都市像「未来もずっと暮らしに『プラス』が生まれる豊かなまち 新座」の実現に当たっては、行政だけでなく、市民の皆さんや市内の3大学、本市に関わる事業者や各種団体などが、一丸となって取り組んでいくことが重要です。

そのため、本計画の推進に当たっては、市民、大学、事業者などと行政が、各々の役割を担いつつ、連携と共創^{*}によるパートナーシップのもと、それぞれが主体的に都市づくりに取り組んでいくものとします。

①市民の役割

<都市づくりへの関心・意識の向上>

- 自分たちが暮らすまちの自然、歴史、伝統文化への関心や理解を深め、市民一人ひとりが都市づくりを自らの問題として認識することが求められます。

<都市づくり活動への参加>

- 町内会やNPO^{*}、ボランティアなど各種団体による活動や、地域のイベントや美化活動、更には行政が主催する懇談会やワークショップなどを通じて、地域の都市づくりに積極的に携わっていくことが求められます。

<市民の手による地域のルールづくり>

- 地域内の身近な都市づくりに関しては、市民の主体的な提案のもと、行政と協働で地域のルールづくりに関わっていくことが求められます。

②大学の役割

<都市づくりへの調査・研究の協力>

- 大学の持つ研究機関や教育機関としての役割をいかし、都市づくりに当たっては、本市や周辺地域における、専門分野での調査・研究の協力が求められます。

<市民が文化・教養を得られる場の提供>

- 市民が気軽に文化・教養を得られる場の提供、また、各種イベントへの協力や実施により、市民に対して地域への関心や都市づくりにへの参加気運を高めていくことが求められます。

③事業者の役割

<事業活動を通じた地域の振興・活性化>

- 地域経済を支える事業活動とともに、地域の魅力づくりや、まちおこし活動、行政の実施する都市づくりなど、地域の振興・活性化へ積極的に参加・寄与していくことが求められます。

<地域との共存・共栄を念頭に置いた事業活動の実践>

- 事業者も地域コミュニティ※の一員であるとの意識のもと、事業活動が地域に影響を与えることを考慮し、地域の都市づくりの場に積極的に参画するなど、地域コミュニティ※との共存・共栄を念頭に事業活動を行っていくことが求められます。

④行政の役割

<都市づくりに係る事業の推進>

- 本計画に基づき実施される都市づくりの各種事業については、積極的に情報公開を進め、市民・事業者などの理解と協力を得ながら、その必要性や緊急性を踏まえつつ、計画的に事業を推進します。
- また、国道・県道の整備・改善や一級河川※の整備など、事業主体が市以外のものについては、その事業主体に対して事業の必要性や緊急性への理解を得つつ、早期着手、実現化を要望します。

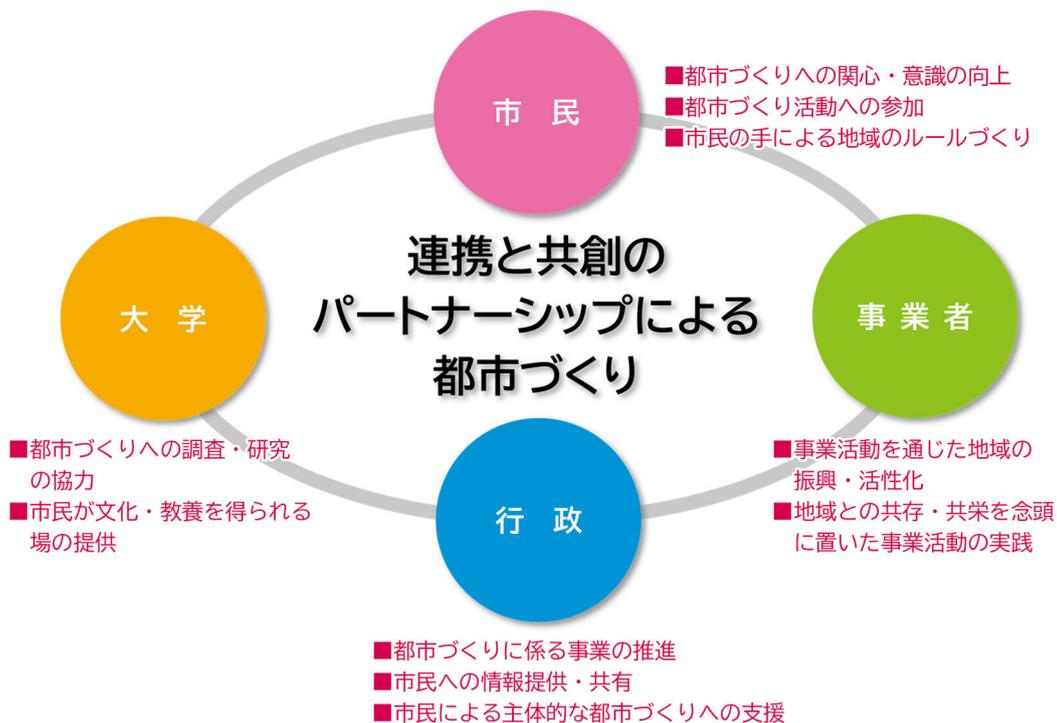
<市民への情報提供・共有>

- ホームページや広報紙、SNS※などを通じた情報の提供や公開、シンポジウムやイベント、懇談会の開催、また相談窓口の設置などにより、都市づくりに関する市民への情報提供・共有を深めていきます。

<市民による主体的な都市づくりへの支援>

- 地域の住環境など、市民に身近な都市づくりに関しては、都市計画提案制度※や地区計画※、建築協定※などを活用して都市づくりのルールを具体化していくなど、市民による主体的な都市づくりの取組を支援します。

図 パートナーシップによる都市づくり



(2)効果的な都市づくりの推進

①最新技術を活用した都市づくりの推進

- 今日では、ICT*の進化などにより社会及び経済の構造が日々変化しており、都市づくりの分野においても、新しい技術を活用した様々な取組が進められています。そのため、本市においても、国や法制度、また社会動向などに留意しつつ、こうした最新技術を取り入れながら、スマートシティ*の創出に向けた都市づくりについて積極的に取り組んでいきます。
- 都市づくりに当たっては、市民や事業者などの理解・協力が不可欠であることから、都市づくりの見える化として、ICT*などを活用した積極的な情報発信を推進していきます。また、SNS*などを活用し、市民や事業者などとのインタラクティブ(双方向性)な情報の発信・共有化を図ることで、地域のニーズにも配慮した適切かつ効果的な都市づくりに取り組んでいきます。

②広域的な連携体制の構築・強化

- 都市づくりに当たっては、道路や河川など都市基盤*の整備、産業及び観光の振興、景観形成、防災、環境への配慮など、本市のみならず、地域資源や生活環境を共有する近隣自治体との連携が必要不可欠であることから、その内容に応じて、近隣自治体との連携・調整を図りつつ、取組を推進します。
- 総合的な都市づくりや広域的な都市基盤*の整備に当たっては、国や県との連携も不可欠であることから、必要な取組に対して協力・支援を要請します。また、効率的な事業の実施に向けて、国や県の事業制度や補助金・交付金制度についても積極的に活用していきます。

③効率的・効果的な事業の推進

- 限りある財源の中から効率的かつ効果的な都市づくりを進めるに当たっては、事業の必要性及び緊急性について検証を行うとともに、社会及び経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて事業の見直しを行います。
- 既存の公共施設については、引き続き施設の適切な維持・管理と更新を進めるとともに、既存ストックの有効利用を図る観点から、施設の効率的な活用方策についても併せて検討します。

④地域・民間活力の活用

- 公的施設の整備・運営、住宅の供給、商業施設や厚生・福祉施設など各種サービス機能の再配置に当たっては、効率的かつ効果的な都市づくりを実現する観点から、民間の資本・ノウハウを活用した官民連携による事業の実施を検討・推進します。
- 公園や公共施設の維持・管理、運営に当たっては、指定管理者制度*などの活用のほか、ボランティアやNPO*など地域の協力を得ることで、利用者の細やかなニーズにも対応した、効率的かつ効果的な施設の運用を進めます。

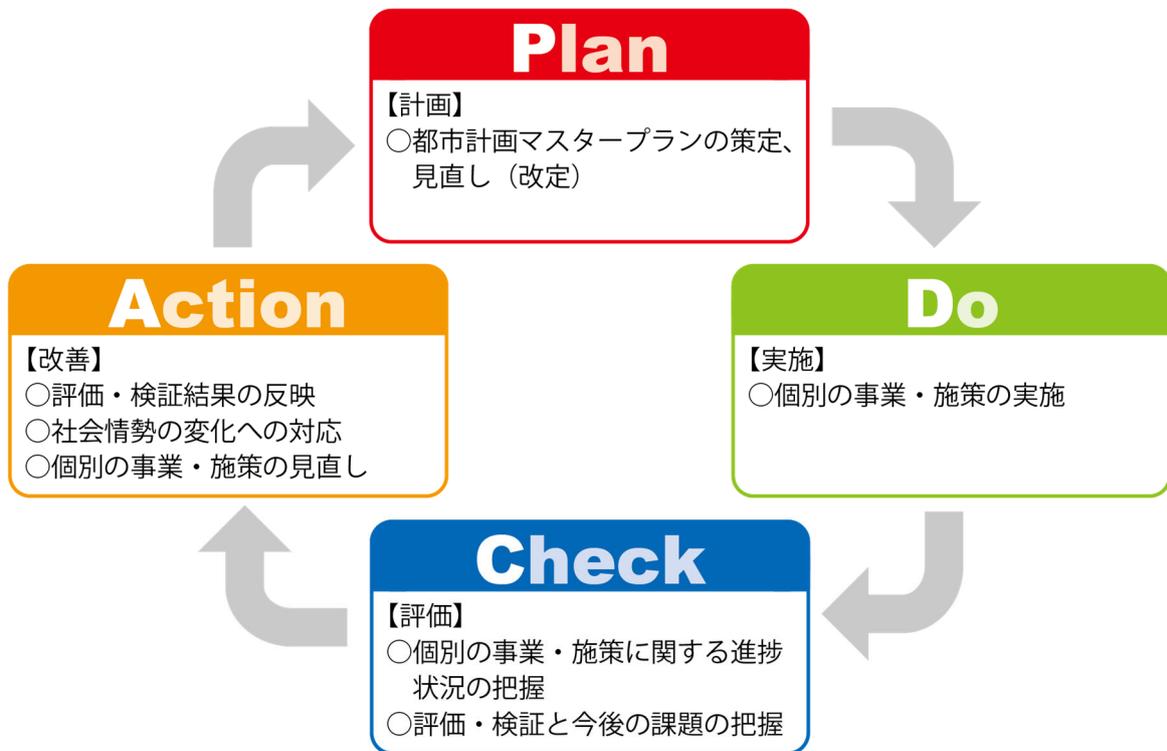
2. 都市計画マスタープランの進行管理と見直し

(1) 都市計画マスタープランの進行管理

本計画は、第5次新座市総合計画などの上位計画に即しつつ、おおむね20年後の将来を見据えた計画としていますが、計画期間内においても、社会及び経済状況が大きく変化していくことも大いに予測されます。

そのため、本計画に位置付けた取組については、「PDCA(Plan-Do-Check-Action)」サイクルのもと、個別の事業・施策の実施及び評価・検証を行います。

図 PDCAサイクルのイメージ



(2) 都市計画マスタープランの見直し

本計画の計画期間が20年の中長期にわたることを踏まえ、定期的な進捗管理として、都市計画の担当部署が主体となり、5年ごとに計画の進捗状況に関する評価・検証を実施します。また、中間年次である10年を目途に部分的もしくは全面的な見直しを行います。そして、目標年次である令和24年度(2042年度)を目途に、計画の改定を行います。

なお、目標年次及び中間年次以外の時期においても、本市を取り巻く社会情勢や都市構造の変化、上位計画の変更、また上記の定期的な評価・検証の結果などを踏まえ、必要に応じて、計画の部分的な見直しを行うものとします。

